

令和7年度第4回船橋市子ども・子育て会議

こども家庭部・児童相談所開設準備課 市児童相談所及びこども家庭センターの設置について

【児童相談所の設置】

船橋市では「船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」として、市児童相談所開設に向けた取り組みを進めています。

1. 主な経緯と進捗状況

令和3年 4月	整備地及び敷地面積を決定
令和3年 7月	「船橋市児童相談所基本構想」を策定
令和3年11月	開設時期と整備スケジュールを決定
令和4年 3月	「船橋市児童相談所新築工事基本・実施設計」に着手
令和5年 9月	実施設計完了
令和6年 6月	工事契約議案の可決・工事契約の締結
令和6年 7月	工事開始
令和6年11月	「船橋市児童相談所基本構想改訂版」を策定
令和8年 3月	竣工（予定）
令和8年 7月	開設（予定）

2. 現在の状況と今後の予定

施設整備

令和6年7月に建設工事に着手し、令和7年3月に基礎工事が完了、10月に地上躯体工事が完了、現在は内装工事も終了し、各設備の試運転や点検を行っています。

また、再生可能エネルギーの活用を図るため、建物屋上の一部に太陽光発電設備を設置します。

竣工は令和8年3月末を予定しており、4月から3か月間の開設準備期間を経て、計画通り令和8年7月の開設を予定しています。

人材確保・育成

児童相談所に必要な職員は、多岐・多数にわたることから、総務部と協議のうえ開設までの計画的な配置（採用）を進めるとともに、職員を他自治体児童相談所に派遣し、実務を学んでもらうなど育成を図っています。

現在のところ予定通りの職員配置ができる見込みです。また、常勤職員として弁護士及び精神科医の配置を予定しています。

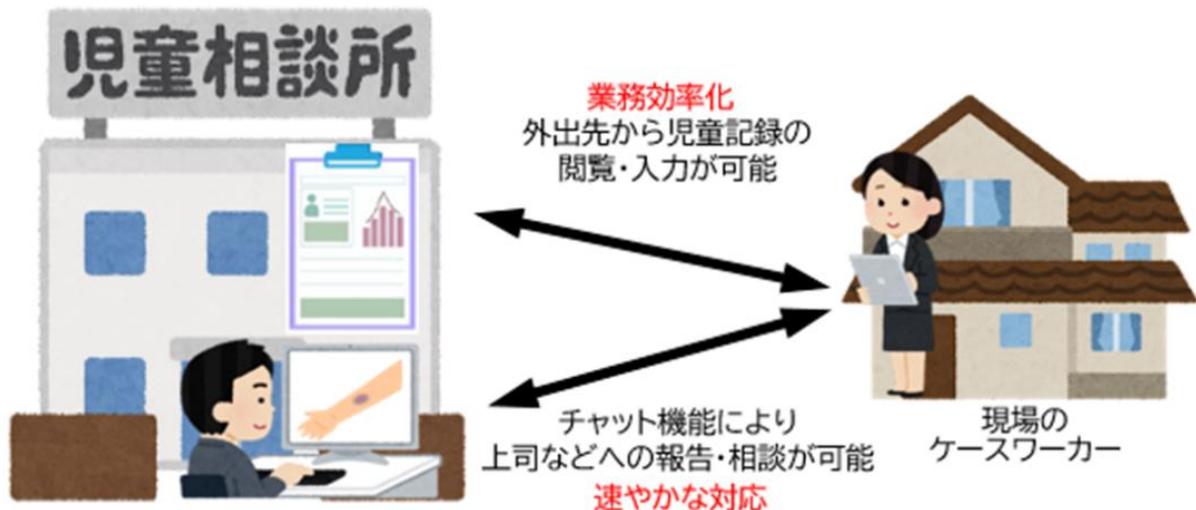
システム構築

児童相談所開設に向け、相談記録作成など児童相談所業務に係るシステムを令和6年度に導入し、令和7年3月から家庭児童相談室にて使用しています。

当該システムは、児童の相談記録を記録できる基本的な機能に加え、持ち運び可能な端末（iPad）で運用することができ、外出先から記録の作成や閲覧が可能となります。また、チャット機能を用いて、外出先から写真等の状況証拠を管理職等と共有することができることから、迅速かつ正確に報告・相談を行え、適切な判断・指示が可能になりました。

現在は、児童相談所の開設に向け、里親や一時保護所に関わる業務などの児童相談所版システムへの機能拡充を行っています。

《児童相談システムの概要》



里親等啓発

一時保護所や入所施設に代わって児童の社会的養護を担っていただく里親を確保するため、令和5年度より市独自で里親制度説明会を実施しています。令和7年度は説明会のほか、新たに商業施設にて里親制度普及啓発を目的としたイベントの実施や市ホームページ等に掲載する里親制度普及啓発用動画を作成しました。この動画は、実際に活動している里親や、里子として育った人のインタビューをメインに、里親制度について分かりやすく説明しています。

【動画 冒頭（サムネイル）】



下記の二次元コードを読み取ってご覧ください。



3. 市児童相談所整備概要

建設地：船橋市若松2丁目3番61号 ※JR南船橋駅から徒歩6分
敷地面積：3,086.21㎡
構造／規模：鉄筋コンクリート造 地上3階 延べ面積：3,615.61㎡
一時保護所定員：32名

【周辺図】



【完成イメージ図】

●外観パース_鳥瞰



●進捗状況①



進捗状況②

(令和8年1月13日撮影)



《参考》 市ホームページ
「船橋市児童相談所の開設準備について」
<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/support/002/p128217.html>



【こども家庭センターの設置】

1. こども家庭センターとは

こども家庭センターとは、母子保健に関する各種の相談に応ずる「子育て世代包括支援センター※1」と児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行う

「市区町村子ども家庭総合支援拠点※2」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織としてポピュレーションアプローチ（すべてのこどもや子育て家庭を対象とした事業等）とハイリスクアプローチ（家庭状況や経済状況等に課題があり、より集中した支援を要する家庭を対象とした支援）を両輪とした子育て家庭に対する相談支援を実施する機関として改正法にて新たに位置づけられた相談支援機関です。

本市のこども家庭センターでは、上記の機能に加えて、現在、こども家庭支援課で行っているヤングケアラー相談、ひとり親家庭相談、女性相談等のこども子育てに関する各種相談支援機能を有する相談機関として設置を予定しています。

令和8年4月1日、市役所本庁舎内に開設を予定しています。

※1 船橋市でいう「ふなここ」 ※2 船橋市でいう「家庭児童相談室」

2. 児童相談所との役割分担(令和8年7月以降)

市児童相談所では、虐待相談に対する対応・支援を中心に行います。また、虐待以外の理由による一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談などを担当し、こども家庭センターでは、こどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に担当します。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションからハイリスクまで幅広い相談に対応し、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しています。なお、こども家庭センターで対応・支援を進める中で、状況が変わっていくケース等については、逐一市児童相談所と情報を共有し、共通の支援方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や児童相談所による援助や診断が必要となった場合は、速やかに市児童相談所にケースを引き継ぐなど切れ目のないシームレスな連携を行います。

※こども家庭相談における役割分担のイメージ

